

阿賀野市条例第22号

阿賀野市個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

阿賀野市個人情報保護法施行条例（令和4年阿賀野市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

（不開示としない情報）

第4条 法第78条第2項の規定により読み替えて適用する同条第1項の開示することとされている情報として条例で定めるものは、阿賀野市情報公開条例（平成16年阿賀野市条例第9号）第10条第2号エに掲げる情報のうち、公務員の氏名に関する部分とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。